

令和5年度
初任運転者特別講習受講
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が初任運転者に対する特別な指導を実施する為、奈良交通自動車教習所（以下「教習所」という。）に奈良県内営業所に所属する初任運転者を派遣した場合の費用を助成し、会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象講習)

第4条 助成対象となる講習は、「初任運転者特別講習」とする。

(助成金額)

第5条 助成金の交付額は、会員事業者の奈良県内営業所に所属する初任運転者が前条に規定する講習の受講に要した費用のうち1人について62,000円とする。

(受講申込通知)

第6条 対象講習を受講しようとする会員事業者は、受講者について事前に協会へ通知するものとする。

(受講料の納入)

第7条 対象講習を受講しようとする会員事業者は、協会へ通知した後、事前に教習所へ所定の受講料を納入しなければならない。

(キャンセル料の負担)

第8条 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込をキャンセルしたものとみなし、教習所が請求するキャンセル料を会員事業者が負担しなければならない。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「初任運転者特別講習受講助成金交付申請書」に必要な事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第10条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第11条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(助成金の返還)

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和5年4月1日より適用する。